

熊本高等専門学校ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会議事要旨

日 時 令和5年10月24日（火）14：30～15：30
場 所 熊本キャンパス：大会議室、八代キャンパス：大会議室
出席者 熊本キャンパス
光永教授、柴里教授、中島教授、永野教授
八代キャンパス
田中（禎）教授、湯治教授、田中（裕）教授
欠席者 熊本キャンパス
清田教授、河津総務課長

審査申請者 永田教授、柴里教授

議 事

議題1

「歯根膜への振動刺激によるストレス緩和装置の開発に伴うストレス評価実験」における倫理審査

永田教授より、倫理審査申請書及び同意書（案）に基づき、本研究の説明がなされた。説明後、以下の質疑応答がなされた。

- ・同意書（案）の説明書の「1. 研究の目的・意義」の記述について、「ストレス軽減装置の開発」を「ストレス軽減装置を開発」に修正することとなった。
- ・同意書（案）の説明書の「5. 健康被害が生じた場合の対応」の記述について、「VR動画視聴」を「ゲーム」に修正することとなった。
- ・U字型電動歯ブラシは使い捨てなのかとの質問に対して、被験者に電動歯ブラシを1台ずつお渡しするとの回答があった。
- ・U字型電動歯ブラシの振動数はいくらなのかとの質問に対して、これから計測するとの回答があった。
- ・U字型電動歯ブラシを使用する時間はどのくらいかとの質問に対して、長くて2、3分を考えているがはっきりと決まっていないとの回答があった。

以上の質疑応答があった後、永田教授は退席し、引き続き審議がなされたが、特にご意見は出なかった。

以上の審議の結果、次のとおり判定した。

判定 「承認」

議題2

「視線領域推定に関する研究」における倫理審査（令和2年度承認分の継続申請）

柴里教授より、倫理審査申請書及び同意書（案）に基づき、本研究の説明がなされた。説明後、以下の質疑応答がなされた。

- ・同意書（案）の説明書の日付を「令和4年」を「令和5年」に修正することとなった。
- ・同意書（案）の説明書の「1. 研究の目的・意義」の記述について、「空間の視線領域推定」を「画面の視線領域推定」に修正することとなった。
- ・同意書（案）の説明書の「3. 実施期間」の記述について、「令和4年9月から令和5年3月」を「令和5年10月から令和6年3月」に修正することとなった。
- ・同意書（案）の説明書の「4. あなたに研究への参加をお願いする理由および参加条件」の記述について、「空間を注視するのに支障のない方」を「画面を注視するのに支障のない方」に修正することとなった。
- ・申請書の4研究計画の概要の「(13) プライバシー保護」の記述について、「実験の風景写真などの記録を残す」との記載があるが、顔画像は保存されないのかとの質問があった。柴里教授から、今回の実験では、AIに学習させるために顔画像を撮影し、AIに学習させて、その後、評価実験を行う際には動画は保存されないとの説明があった。顔画像を収集することと記録として実験風景を撮影する際は別途同意を得る旨修正することとなった。
- ・同意書（案）の「ご本人の生年月日」について、年号の大正を削除することとなった。

議題3

「視線領域推定に関する研究」における倫理審査（令和4年度承認分の継続申請）

柴里教授より、倫理審査申請書及び同意書（案）に基づき、本研究の説明がなされた。説明後、以下の質疑応答がなされた。

- ・同意書（案）の説明書の日付を「令和4年」を「令和5年」に修正することとなった。
- ・同意書（案）の説明書の「3. 実施期間」の記述について、「令和4年9月から令和5年3月」を「令和5年10月から令和6年3月」に修正することとなった。

以上の質疑応答があった後、柴里教授は退席し、議題2及び議題3について、引き続き審議がなされたが、特にご意見は出なかった。

以上の審議の結果、議題2及び議題3について、次のとおり判定した。

判定 「承認」

また、継続申請分の審議を簡略化することについて、種々議論があり、本委員会規則に盛り込むように改正するか、または、申し合わせを作るかを事務で確認後、あらためて委員の先生方に報告することとなった。

以 上